

福祉サービス第三者評価結果

事業所名	社会福祉法人 別府光の園 児童養護施設 光の園
------	----------------------------

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

福祉サービス評価センターおおいた

②第三者評価実施期日

令和6年12月12日

③事業者情報

名称：社会福祉法人 別府光の園 児童養護施設 光の園	種別：児童養護施設
代表者氏名：理事長 高松 右門	定員（利用人数）41名（39名）
所在地：〒874-0838 別府市荘園8組 TEL：0977-23-2506	

④総評

◇評価の高い点

- ・職員が子どもたちと日々寝食を共にする住込み制の小規模グループホームであり、家庭的な養育を行う中で、子どもたちに「大切な人の存在」が心に育まれ、癒やしと回復を与える大事な支援と考えている。また、「思い合うこと」「感じること」等、人と人との関わりの原点を大切に、一人ひとりの子どもの個性を生かし、その子らしく成長していくことを支援している。
- ・施設の理念を日常の養育支援の中で、子どものそばにあり、職員が個人の考えに偏らず共通した思いで子どもたちと関わっていけるように検討を重ねて『Deo Gratias』という養育論が策定され、人と人との関わりの原点を大切に、全職員間で養育・支援の一体化が図られている。
- ・地域子育ての支援センターとしての機能を総合的に発揮し、開かれたコミュニティセンターづくりに積極的に取り組んでおり、また、地域貢献度は高く評価されている。今後とも、地域に開かれた「子どもと子育て家庭を支える福祉拠点」として、児童福祉の地域貢献としての役割が期待される。
- ・児童福祉の人材確保・人材育成について課題として掲げ、職員の相談窓口の設置や法人内の異動等、職員が働きやすい環境づくりに取り組んでいる。
- ・「養育論」には、全職員が子どもを尊重した共通の養育・支援の基本姿勢が明示されており、「良き環境が良き人を育てる」という理念で、子どもが心身とも健康で輝くよう向上を目指した具体的な支援方法であり、全職員の養育・支援の標準支援方法の基礎となっている。
- ・一時保護所が併設されており、一時保護中に入所予定の子どもや保護者等に必要な支援・方向性を児童相談所と共に考えて、個別に丁寧な説明と同意が適切に行われている。

【子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。】

子どもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートや子ども六法等を使用して、生活の中で保証されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。日常生活を大切にしながら子ども自身が「自分は大切にされている」と実感できるように支援することによって自己の存在や他者の存在の大切さを伝えている。

【子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。】

子どもが不適切な行動をした時は、行動自体を問題として、子どもの人格を否定しないことに配慮している。職員研修を行い、行動上の問題に対して適切な援助ができるよう訓練を行っている。また不適応行動に対応するときは職員が複数で対応することで双方に配慮した対応ができるように工夫をしている。

◇改善を求められる点

【子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。】

職員間で性教育のあり方について外部講師からの研修会等を開催するなどして、職員間で意識統一を行う取り組みが望まれる。また、「いのちの教育の一環」としての性教育を取り入れて、子どもたちの発達段階別に学習会を設けたり、生活場面で正しい性知識を持てるよう支援することを今後も期待する。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

先日は貴重なお時間をありがとうございました。

ご指摘いただいたことを受け止め今後の事業運営に反映させていきたいと思えます。

今後も子ども達の最善の利益のために努力していきたい所存です。今後ご指導ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。

⑥各評価項目にかかる第三者評価結果（別紙）